

シルバー通信

おきのしま

第17号

— 令和4年6月発行 —
隠岐の島町シルバー人材センター
〒685-0027 隠岐の島町原田 396 番地
TEL(08512)3-1533 FAX(08512)2-4517
<https://www.oki-fukushi.net/oki-sjc/>

◆講座情報◆皆様のご参加お待ちしております！！

○「庭木剪定講座」日時：7/12(火) 8:00～12:00

場所：今津地区内 定員：10名(先着順) ※受講無料

内容：実際のお宅の庭を使って、庭木剪定の仕方を学びます。

ご用意いただくもの：手袋、タオル、作業しやすい服装、飲み物、剪定道具(お持ちの方)

※事前の申し込みが必要です。7/8(金)までに電話かFAX(3-1533/2-4517)または、メール(oki-sjc@oki-fukushi.net)のいずれかにより「お名前・ご連絡先」をお知らせください。



「令和4年度定時総会」を開催しました

6月8日(水)に「令和4年度 定時総会」を開催しました。令和3年度の事業報告並びに決算報告・運営委員の選任・運営規程の改正について提案どおり承認をいただきました。当日ご出席くださった皆様、ご協力ありがとうございました。

今年度も皆様から頼りにされるセンターを目指して頑張っています。

安全・適正な就業に努めましょう

全国シルバー人材センター事業協会では、7月1日～7月31日までを「安全・適正就業強化月間」と定めています。「いつまでも 働く喜び 無事故から」という全国統一のスローガンを掲げ、安全・適正な就業に対する意識の高揚を図るものです。

「安全就業対策 総点検の実施」の項目には

- ・就業前、就業後の安全意識等の徹底
- ・機械器具の点検と整備の徹底
- ・安全保護具の点検と整備の徹底
- ・交通安全対策の徹底

(安全・適正就業強化月間実施要領 一部抜粋)

を行うこととされています。会員並びに役職員が確認し合い、事故撲滅に向けて取り組みたいと考えています。ご協力よろしくお願い申し上げます。



マイナンバーカードの申請はお済みですか？

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールであり、健康保険証としての利用のほか、様々なシーンで利活用されています。

隠岐の島町では、町職員が企業や団体等を訪問し、マイナンバーカードの申請を一括で受け付ける「一括申請」を行っています。顔写真は、その場で撮影をします。またカードは郵送されるので、受け取りのために来庁する必要がなく便利です。



会員からの要望があれば、センターでも一括申請の実施を検討しています。興味のある方は、7/29(金)までにご連絡ください。ぜひ、この機会に取得されますようご案内いたします。

シルバー人材センター

Q&A よくある質問にお答えします

Q1. 何歳から入会できますか？

A. 当年度60歳を迎えられる方から入会できます。

Q2. 講習を受けないと会員になれませんか？

A. いいえ。
60歳以上の健康で働く意欲のある方なら会員になれます。

Q3. 健康な方とは、どういう人ですか？

A. 仕事を行うのに支障がない状態の方です。

Q4. 会員にならないと仕事はできませんか？

A. 会員登録が必要です。
シルバー人材センターは登録制により運営されています。

Q5. 会員になれば、定期的に仕事はありますか？

A. 定期的な就業は保証できません。
仕事の依頼がない期間（時季等）もあります。

Q6. 配分金とは何ですか？

A. 仕事に対する報酬のことを「配分金」といいます。配分金は、シルバー人材センターから支払います。

Q7. 配分金を得ても年金は受け取れますか？

A. 受け取れます。
ただし、配分金は雑所得となるため、確定申告が必要になる場合があります。

Q8. 仕事を依頼したらすぐに対応してもらえますか？

A. 天候や時季により、お待ちいただくことがあります。詳しくはご相談ください。

Q9. どのような仕事をお願いできますか？

A. 庭木の剪定や草刈り、草取り、屋内掃除・模様替え・衣替え、その他に代筆/宛名書き等を行っています。

詳しくは、「隠岐の島町シルバー人材センター」のホームページをご覧ください。

<http://www.oki-fukushi.net/oki-sjc/receive.html>

Q10. 島外在住ですが、仕事をお願いできますか？

A. 現在のところ、墓掃除はお受けしています。

Q11. 空き家の仕事をお願いできますか？

A. 空き家は対象外です。

Q12. 畑仕事（草刈りや荒おこし、収穫等）はお願いできますか？

A. 農作業は対象外です。

Q13. 利用料金の支払いは、いつしますか？

A. 請求書が届きますので、指定金融機関へお支払い願います。

Q14. 利用料金の内訳はどうなっていますか？

A. 会員への配分金、材料費、事務費等（10%）です。

Q15. ゴミ捨てはできますか？

A. できません。
「貨物自動車運送事業法」により、対象外になっています。

Q16. 仕事中は、立ち会いが必要ですか？

A. 原則、立ち会いをお願いしています。
墓掃除は立ち会い不要です。

発注相談・入会相談なども、お気軽にご連絡ください。

隠岐の島町シルバー人材センター ☎ 3-1533